

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 1月29日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	純水補給水系純水移送ポンプ(A)の軸封部において、漏えい(1秒に3滴、受皿に滴下)が認められたため、当該軸封部を点検・修理。	GIII	
2	3号機	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A、B)周りの軽油配管において、塗装剥離及び腐食が認められたため、当該配管を補修。	GIII	
3	4号機	換気空調系中央制御室冷凍機空冷コンデンサー(凝縮器)ファン電動機において、軸受部の嵌合寸法に管理値外れ(隙間寸法増大)が認められたため、当該軸受部を修理。	GIII	